

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇ 監査公告 目次
昭和三十一年度に係る教育研究所並びに
鳥取、米子図書館定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第七十六号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度
に係る教育研究所並びに県立鳥取、米子図書館の定期監
査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十三年三月二十九日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 小 谷 善 高

同 上 根 政 幸

監 査 簡 所

執 行 年 月 日

教 育 研 究 所 昭 和 三 十 二 年 一 月 十 日

米 子 図 書 館 昭 和 三 十 二 年 二 月 十 八 日

鳥 取 図 書 館 昭 和 三 十 二 年 三 月 十 二 日

教 育 研 究 所 昭 和 三 十 二 年 一 月 十 日 監 査

監 査 委 員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 小 谷 善 高

一 当所は所長以下六名の職員をもつて業務の運営に努
力しているが活動経費等が僅少のため、折角の研究業
務に支障を来している実状につき、教育委員会当局は
適切なる予算措置につき、特に考慮されたい。

なお本年度より派遣生を入所せしめ現在倉吉東高校よ
り教諭一名派遣、研究業務に従事せしめているが期間
の明示もなく所属にも明確を欠く点があるので、これ
が運営に当つては遺漏なく且つ十分なる派遣効果を挙
げるよう特に配慮されたい。

00497

二 業務運営につき根本的検討を要するものがある。即ち当所の業務主体である教育の理論及び方法等の研究業務と、実際の教育との関連並びに研究調査等による結果の普及滲透、活用方法等につき更に検討の余地が認められるので、教育委員会はこれが運用問題に対する基本的方針を樹て、教育振興になお一層配慮が必要である。

なお業務計画の樹立に当つては関係機関との連携を一層緊密にするとともに、現地指導機関との連絡調整については特に考慮が肝要である。

三 教育職員の研修につき検討されたい。

現場教職員の研修実施は当所の主要業務であるが、本年度の研修終了者は六名(二十九年度十三名、三十年年度八名)にして定員を下廻り年々減少の状況にある、これらは小中学校における教職員の人員配当の関係、或いは研修派遣費の僅少等に基因しているものと思われるので、教育委員会当局はこれらの実態を十分はあく検討し一層研修効果の向上を図る必要を認めた。

四 当所は県教職員組合所有にかかる建物の一部を賃借(期間は一ケ年毎に更新)しているが、狹隘のため研究室、並びに義務設置となつた教科書センター用の施設もなく、また図書、資料室も併用使用している実状であり、業務遂行上の隘路となつているので、教育委員会当局はこれらの実状を充分勘案の上、施設拡充につき考究善処されたい。

なお知能、性格テスト機具等が不完備のため支障を来しているので早急整備を図られたい。

五 経理出納その他事務処理については概ね適確に処理しているものと認めた。

00498

米子図書館

昭和三十二年二月十八日監査

監査委員	松	本	利	治
同	山	本	四	郎
同	小	谷	善	高
同	上	根	政	幸

一 当館は、本館のほか日野分館と更に昨年四月境港市の市制実施に伴つて、従来の町立図書館(蔵書三千余冊)の移管を受けこれを境港分館として設置し、図書館運営に努力しているが逐年利用者の増加等によつて施設の狹隘に迫られ尠からぬ支障を生じていた。

二 本年度一百余万円の予算をもつて本館書庫を建設することになつているが、地元寄附金の接渉に時日を要し監査当時未着手であつたが年度末切迫の折早期に完成するよう努力すべきである。

三 境港分館の設置に伴う人件費、需要費等の負担区分につき県と地元市との話合がつかず今後の運営に困惑していたが県並びに教育委員会は早期に解決し正常運営ができるよう配慮されたい。

なお当館分の事務に境港市職員が引継ぎ従事しているがこれら職員の身分の取扱につき適切なる措置を講ずべである。

四 県条例に基かない任意諮問機関として米子図書館協議会を設置し、部外より委員十五名を館長名にて委嘱し当館運営にあたつているがこれらの協議会は正規に法的根拠を与え設置することが適切と認められる。

五 貸出文庫の対象団体の開拓に努められたい。(鳥取図書館の項参照)

六 経理出納その他事務処理につき次の点留意検討されたい。

1 図書の購入取得並びに保管出納について

(イ) 図書の購入は直接書店より職員が選書し、一ケ月の選書期間内に購入を決定し、奉仕係が保管する購入補助簿によつて出納員へ合議、館長決裁の購入手続をとつている。

(ロ) 図書の保管出納は奉仕係保管の図書原簿と兼用している。(寄贈蔵書資料も同断)

等は何れも会計法規に相違しておるが一面業務の特殊性と事務の簡素化の面からの考慮も必要と思われるので、教育委員会及び会計課において検討を煩わしたい。

2 本年度紛失図書は県分は分館を含め四百二十四冊(前年二百六十冊)市分一百三十冊(前年一百一十二冊)となつてゐるがこの防止策につき考究すること。

鳥取図書館 昭和三十三年三月十二日監査
 監査委員 松 本 利 治
 同 山 本 四 郎
 同 上 根 政 幸

一 職員は、本館二十四名、各分館十三名(倉吉六、八頭四、気高三)計三十七名でこのうち図書館法に基く専門職員(司書)八名を配置し図書館運営に努力してゐるものと認めたが、本館と各分館との職員管理、特に図書館奉仕に対する係職員間の相互連絡並びに研修等緊密化に欠ける面があるので配意されたい。

二 図書館利用状況は別表の通りであつて戦後漸進的に増加を示してきたが館内利用は、近年ほぼ固定した数字が現われている一面館外利用は移動図書を実施してゐる気高が、本館及び他の分館に比較して利用率が極めて高く文庫数においては本館二百九十七、八頭一百八十九、倉吉二百九十二に対し気高九百六である。これらのことは館内利用の増加は急激には望み難いが館外利用の開拓余地が充分あることを示すものと思われるので今後財政効率的見地から巡回図書館の運営について充分検討せられたい。

館 別	利用区分	二十八年	二十九年	三十年	三十一年 (一月現)	備 考
本 館	運館 費外内	二九 〇、三 二、八 七、五	一〇 四、七 二、一 八、七 五、六	一 二、六 二、七 一、一 九、六 一、一	二 九、四 二、一 一、九 〇、七 〇、九	運 館 経 費 は 人 件 費 を 含 ま な い
気高分館	運館 費外	一三、 二六 九	二五、 九五 八	二七、 三六 九	一八、 三四 四	
八頭分館	運館 費外内	四八、 二一 七 四九、 〇八 七	四九、 七二 〇 三五、 七二 〇	四九、 四一 三 五一、 〇二 六	五〇、 四五 七 三六、 七六 八	
倉吉分館	運館 費外内	一五八、 二一 七 一三、 七六 三	六一、 七八 九 四〇、 五八 九	六九、 八三 八 一二、 一三 三 六二、 二六	五七、 四六 三 一九、 二九 三 三三、 三六	

(運営費単位千円)

三 気高分館の活動は館外が主軸である。これに使用する巡回自動車の老朽化によつて、本年度巡回日程を前年度に比し約三割程度縮小しているが、本分館の使命並びに前記実績等を勘案検討し早急整備を図り効率的活動せしめることに関係当局の配意を望む。

四 購入図書を選定並びに購入費について配慮すべきものがある。即ち累年における図書館資料の購入費は

年度	区分		本館	倉	吉	八	頭	気	高	計	備	考
	計	計										
二	十	八	七三三		二九〇		二六〇		二〇〇	一、四八三		
二	十	九	六八三		一七二		一五八		二二一	一、二三四		
三		十	六三九		一四五		一七九		一六三	一、一二六		
三十一(見込)			七六七		一三〇		一五四		一一九	一、一七〇		
計			二、八二七		七三七		七五一		七〇三	五、〇一三		

(単位千円)

であつて毎年度予算の縮減によりその執行に相当苦慮しているようであるが更に、利用の実状をよくはあくし殊に本館が県の中心図書館であるのにかんがみ購入図書を選定については、社会教育の目的と利用者の要求とに充分適合するよう質的内容検討に一層工夫努力されたい。

なお分館の図書購入は、本館より予算配分を受け分館長が購入決定し爾後本館長に報告しているが計画的購入を図る上から、事前決裁を励行せしめその調整措置

を講ずることが適切と考えられるので、予算の適正執行の上からも考究善処されたい。

五 倉吉分館の独立庁舎その他施設設備の内容充実強化につき更に県は、配慮するとともに地元市当局の協力を要請し早期に整備する必要がある。

六 経理出納その事務処理につき次の点留意検討されたい。

1 図書の利用状況及び盗難廃書等の事務手続きに検討を要するものがある。また分館活動の実績報告を

励行せしめること。

2 寄託図書の保管、出納処理の責任分野を明確にししておくこと。(米子図書館の項参照)

3 紛失図書とし二千十八冊(本館七八九、分館二二九)を台帖より処分しているが紛失防止につき随時貸付カードの検査等を励所する等対策を講ずること